

福井県知事

栗田 幸雄 様

東京電力の点検データ改ざん事件に関する申し入れ

若狭連帯行動ネットワーク

東京電力による原発の自主点検データ改ざん事件が8月29日に明らかにされました。この10日間の調査で、東京電力社内だけでなく、通産省時代から続いている経済産業省および原子力安全・保安院の東京電力との癒着、腐敗ぶりが暴かれました。声高に叫ばれた「原子力安全文化」は砂上の楼閣にすぎなかったのです。データ改ざんは今に始まったことではありません。県内でも、動燃（現核燃料サイクル開発機構）による「もんじゅ」事故でのビデオ隠し、日本原電の100%子会社原電工事による使用済燃料(MOX燃料)輸送容器の中性子遮蔽材データ改ざん、関西電力によるスイス・ベズナウ原発でのMOX燃料棒事故隠し、BNFLによるMOX燃料品質管理データ改ざんと関西電力による隠ぺい策動でも暴かれました。電力各社等はその都度、社内体制を見直し、社内監査を充実させ、「原子力安全文化」の醸成に努めると主張してきました。ところが、今回暴かれた東京電力によるデータ改ざん事件の調査によれば、1975年代半ばには再循環ポンプ配管の「ひび割れのインディケーション(検査機器による指示信号)あり」を「異常なし」と報告し、1986年頃から現在までシュラウドのひび割れの「インディケーションあり」を「異常なし」と報告していました。深刻な原因によると思われるやっかいなひび割れを隠し、軽微なひび割れだけを報告した例もありました。実に30年近く、様々な事故を隠し、ウソをつき通していたのです。しかも、通産省が「インディケーションありでは運転を認められない」として虚偽記載を指導したとの証言すらあります。電力会社と規制当局の実に根深く、深刻な腐敗です。

通産省から検査機能を受け継いだ原子力安全・保安院も、JCO事故直後に原子炉等規制法の改正で「内部告発者への不利な取扱い禁止条項」や「保安検査の義務づけ条項」が追加されたにもかかわらず、最初の内部告発を2000年7月に受けながら2年間も放置同然の状態にしていたのです。経済産業省や原子力委員会は、腐敗した原子力推進構造を醸成してきた自らの責任を棚に上げ、東電役員を「叱責」するだけで、私たち県民や国民の怒りや重大事故の危険への不安を顧みることなく、プルサーマル計画や六ヶ所再処理工場などの原子力推進政策に影響が及ぶことだけを心配しています。それどころか、「検査でひび割れ等の異常が見つかったら修理などの対策を講じなければならない」という現行の原発検査制度を緩和し、「ひび割れがあってもそのまま運転して良い」（維持基準の導入）とか「壊れてから修理すればよい」（事後保全の容認）というとんでもない検査制度に変えようとしています。こともあろうか、原子力安全委員会もそれを容認する動きを見せています。「データ改ざんは検査制度が厳しすぎたからだ」と東京電力社長が言い訳をし、国の規制当局が「それじゃあ検査制度を緩めましょう」と緩和へ動く。これは全く異常な事態であり、県民や国民の意識とは全くかけ離れています。「1年に1度の定期検査で新品と同様であることを確認して運転するという現行法規を守れない電力会社には危険な原発の運転を絶対認めない」というのが規制当局がとるべき当然の態度ではないでしょうか。

貴職は事件発覚翌日の8月30日、日本原電、関西電力、核燃料サイクル開発機構に過去の自主点検の検査記録に不正がないか総点検するよう指示しました。また、9月6日には敦賀3・4号増設計画の事前了解手続きを先送りしました。これらは県民の安全に責任を持つ知事の迅速な動きとして私たちは

評価いたします。しかし、今回の事件では単なるデータ改ざんにとどまらず、原子力推進体制そのものの腐敗と原子力安全管理体制そのものの重大な欠陥が暴かれています。「何を信用して良いのか全くわからない状態になっている」と言っても過言ではありません。原発の経済性が失われ、電力自由化が進む中で、県内の原発でも昼夜突貫の点検・修理による定期検査期間の1ヶ月への短縮や13ヶ月連続運転の競争が繰り広げられています。「文化」として常態化したデータ改ざんとそれを黙認するずさんな検査体制の下では、原発・核施設でいつ重大事故が起きても不思議ではありません。かつてない危機的な状態だと言えます。この体制が根本的に改まらない限り、国や電力会社が原発・プルトニウム推進政策をこれまで通りに進めることに、県民や国民は到底同意しないでしょう。福井県下の「もんじゅ」運転再開計画やプルサーマル計画も中止すべきです。「もんじゅ」事故でのビデオ隠しを暴いた経験を生かし、福井県としても定期検査や自主検査の総点検に立ち会い、「データ改ざん」隠しを未然に防ぎ、原子力界の膿を徹底して絞り出すべきです。

ここに以下の点を緊急に申し入れますので、真摯に対応されるよう強く求めます。

1. 日本原電、関西電力、核燃料サイクル開発機構に指示した総点検に、県として抜き打ちの立ち入り調査を行って下さい。とくに、日本原電のシュラウド交換では、その前4回の定期検査で「異常なし」としながら「シュラウドのSCC対策」として水素を注入し、また、交換時には約300ヶ所に及ぶひび割れが発見されました。関西電力では、圧力容器上蓋貫通管のひび割れが海外で大問題になり大飯原発等でも危険性が指摘された際に「異常なし」としながら、突然「予防保全」と称して交換しました。東電幹部は今回、「傷もないのに『予防』という理由だけで交換することは考えられない」と証言しています。「異常なし」とされながら「予防保全」を理由として交換された機器に関しては、県が立ち会って生データや現品と照合するなど徹底したチェックを行って下さい。

総点検結果の公表に際しては、点検データや生データの公開を義務づけて下さい。また、各社による公開の説明会を必要に応じて何度も開かせて下さい。

2. 経済産業省、原子力安全・保安院、原子力安全委員会に対し、現行の検査制度の基本的考え方を維持し、国による定期検査や自主検査の厳格なダブルチェック体制の確立・強化を求めて下さい。内閣府の原子力安全委員会を抜本的に拡充し、原子力安全・保安院の行う安全規制をダブルチェックする体制を抜本的に強化するよう、勧告して下さい。

原発検査制度への維持基準や事後保全の来年度導入に反対して下さい。定期点検間隔の18ヶ月化や定期点検内容・項目の緩和を行わないよう国に求めて下さい。日本原電や関西電力に、昼夜突貫の定期検査を中止し、余裕のあるスケジュールで定期検査と自主検査を徹底して行うよう要請して下さい。

3. 福島県大熊町議会の「プルサーマル計画の事前了解に関する1998年の議会同意の白紙撤回」、柏崎市議会の「プルサーマル計画の中止を求める決議」に続き、プルサーマル計画の事前了解を撤回し、国にプルサーマル計画の中止を求めて下さい。

4. 「もんじゅ」運転再開計画の中止を国に求め、原子力安全管理体制とプルトニウム政策に関する国民的合意を得るよう求めて下さい。

5. 敦賀3・4号増設に事前了解しないで下さい。

以上

<申し入れ参考資料>

東京電力の点検データ改ざん事件に係るマスコミ情報の整理

東電社内調査委員会によれば、改ざんは1986年の福島第一原発2号機の検査から始まり、1990年代半ばまで続き、かかわった社員は約百人に上る。南社長は「95年以降もあったと思う。」

原子力安全・保安院によれば、虚偽記載期間は1987～1995年に29件、シュラウドのひび割れや兆候がありながら報告書に記載しなかったケースが計9件、福島第一(5件)、第二(3件)、柏崎刈羽(1件)のいずれもが行っていた。蒸気乾燥器のトラブルも3原発で虚偽記載。

1970年代半ば 元東電幹部の笛木謙右氏(現在、東電関連会社社長)によれば、東電本社原子力管理部門にいた頃、「通産省の検査官に『配管にひび割れの兆候がある』という報告書を出そうとしたところ『異常なし』に変えさせられたことがある。」と朝日新聞に証言。「福島第一原発1号の再循環ポンプの配管で、縦方向に応力腐食割れのインディケーションが見つかった。これくらいなら大丈夫と社内で安全を評価し、国から次の1年間の運転許可を得ようとした。その際、『インディケーションあり』と報告書を出そうとしたら、検査官から『これでは受けられない』と突っ返された。」さらに、検査官は「運転はいいが、インディケーションはだめだ。この話がもし表に出たら、こっちは知らない」とも言った。また、福島第二原発所長時代(1995～98年)の1997年、3号炉のシュラウドにひび割れの疑いがあるとの報告を受けていたと証言。1974年に福島第一原発1号再循環ポンプ配管で応力腐食割れが初めて確認され、他の原発でも続いた。

1986定期検査 福島第一原発担当者が、ひび割れが見つかった福島第一原発2号機のシュラウド検査記録についてGEIIに「検査記録を改ざんするよう指示した」と証言。29件中の最古のもの。

1989定期検査 福島第一原発担当者が、福島第一原発1号の蒸気乾燥器に6カ所の傷を発見したGEIIに対し、3カ所を水中溶接法で闇修理し、残り3カ所だけに検査記録を改ざんするよう指示したと証言。闇修理された蒸気乾燥器は1991年に応力腐食割れを理由に交換・裁断、コンクリート詰め放射性廃棄物にされ、調査不可能。南社長は9/2「現在の原子力施設のメンテナンスは、どんな小さな傷があってもならない。新しい工法で修理しようとする、実証・検証のため長期間プラントを停止しなければならない。こうしたことが発電所の現場に大きなプレッシャーになり、安全性に影響を与えるものでなければできれば公表を避けたいといった甘えた判断が生まれたのではないか。」1995年以降についても「前に隠しているのが尾を引き、隠ぺいがあるようだ」と発言。

保安院は9/6、東電側は軽微な3カ所の傷だけ報告・発表し、残り3カ所については傷の存在を隠した、水中溶接法は「当時から認められている工法だった」と発表。報告された傷は蒸気乾燥器で除去した水分を1次冷却水に戻す部品「ドレンチャンネル」の溶接部に力がかかったのが原因。隠された傷は通常想定されない要因が加わった可能性があり、保安院は「傷の数や大きさ、場所より、原因が深刻だったと判断して隠した」との見方を強め、調べを進めている。

自主点検で発見したひび割れのうち国に無届けの修理・交換は10件に上る。

1990 スイスの原発で初めて応力腐食割れによるシュラウドのひび割れ発見

1993～95 米国で10基以上でシュラウドにひび割れ発見。1993年から通産省がシュラウド損傷に敏感になる。

1994頃 福島第二原発3号の定期検査でGEIIがシュラウド溶接部にひび割れノインディケーションを発見し東電に報告。東電は2001.7.6に報告修理したもの以外は「異常なし」と国に報告し続けた。

福島第一 2 号の定期検査でGEIIの示したインディケーションのうち明確なひび割れは認めたと、多くのインディケーションを記録にとどめず。東電は、GEIIがGEなどの機器を売り込むため損傷のインディケーションを数多く報告してくる傾向にあり、シュラウド交換が早まったり補修に時間がかかる恐れがあったと主張。1998年に予防保全で交換した際にインディケーションから進展したひび割れが発覚しないように工作した可能性が出ている。また、東電の内規で、シュラウド点検は約 2 年ごとだったが、1998年から10年ごとに変更された。

1995.6 ~ 1997.6に柏崎刈羽原発所長を務めた榎本聡明副社長が「私が柏崎刈羽原発所長だったときに、小さな傷があると報告を受けた。」「超音波探傷検査をして分かるぐらいの小さな傷で、もしかすると傷でないかもしれない。GE社は全く問題ないと言っている」という内容だった。「私は『それならよかった』と話した。」(9/3)

1997 福島第二原発 3 号の第8回定期検査(1997.5.7 ~ 7.14、69日間停止)で、GEIIがシュラウド 4 か所にひび割れを発見し東電に報告。最大の 1 か所はほぼ全周(16.5m)に断続的に広がっていたが、東電は放置したまま 4 年間運転。2001.7.6に最大の 1 か所のみ保安院に報告し修理、残る 3 か所は「異常なし」と虚偽報告し運転継続。東電は1994.6に福島第一原発 2 号でシュラウドの全周14mにわたる断続的ひび割れを発見。1997 ~ 2001年に、福島第一原発1・2・3・5号のSUS304製シュラウドの交換理由を「ひび割れの予防保全」と申請(これも虚偽記載の疑い有)して福島第二原発 3 号と同じ耐腐食性SUS316L製に交換し、「極めてひび割れが起きにくい材料に取り換えた」と宣伝。シュラウドは 1 基100 ~ 200億円で東電幹部は「傷もないのに『予防』という理由だけで交換することは考えられない」と指摘。自主点検報告は任意提出だが、シュラウド交換は電気事業法による申請。

2000.7 GEを解雇された米国在住日系米国人の元GE社員(点検作業時にGEからGEIIへ派遣されていた)が実名で通産省資源エネルギー庁へ告発：(1)福島第一原発 1 号の1989年の自主点検で、蒸気乾燥器の傷が 6 か所あったが記録上は 3 か所になっていた(3 か所は無届けで水中溶接で修理され、残り 3 か所だけに改ざんされていた。)(2)原子炉内に忘れてあった工具のレンチがシュラウド交換時に出てきた。元社員は失業中だったため「身元が分かると再就職活動に支障が出る」と告げる。茨城県東海村の臨界事故を契機に原子炉等規制法が改正され、不正を告発した社員に対し解雇などの不当な扱いを禁止する条文が追加されてから半年後の初めての告発。

2000.8 現地調査に行ったが、東電に否定された(片山審議官)

2000.12 資源エネルギー庁が東電に「この作業に携わったGEの担当者を教えてほしい」と質問状提出。

2000.9 検査官が福島第一原発 2 号機を訪れ蒸気乾燥器を調べたが、新品交換後で書類も確認できず。

2001.1 原子力安全・保安院が発足、院長が就任直後に内部告発の報告を受け、事実解明の陣頭指揮。

2001.7.6 東電が福島第二原発 3 号の定期検査(4.29 ~ 12.17)で「原子炉内の清掃状況を確認していたら偶然、シュラウドのひび割れを発見した」とし、発見日付を2001.7.6に改ざんして保安院へ報告。保安院は、把握していた29件の虚偽報告の疑いのうちのひとつで、2002.9.5に判明したという。

2001.8 東電が保安院の2000.12の質問に、担当者が在職中であるにもかかわらず「自主点検に作業員を派遣したGEのプロジェクトマネージャーという責任ある地位の人が退職して聞けない」と回答。

2001.8.24 東電が福島第二原発 3 号のシュラウドひび割れの原因と対策の報告書を保安院へ提出、修理(タイロッド工法：圧力容器とシュラウドの間に長尺の支柱を90度間隔で 4 箇所に取り付けシュラウド全体を固定する工法)

2001.8.30号のNucleonicsWeekで「東電は、シュラウドのひび割れについて原子力安全・保安院へ報告

する1年以上前から事実を知っていた」ことを指摘する記事を掲載。保安院は、東電に電話で確認するも、「そんなことはありません」と否定されて信用し、それ以上追及せず。

2001.9.6 保安院が福島第二原発3号のSUS316L製シュラウドでのひび割れ報告を受け、全BWR保有6電力会社へシュラウド溶接部の一斉点検を指示。東電は、この指示を受けて6基で溶接部25か所を点検した際、福島第二4号では隠ぺい部分を再チェックしたのに「異常なし」と虚偽報告。これとは別に、福島第一4号と福島第二2号では、GEIIがひび割れを指摘した計3か所合計26本を「次回定期検査で燃料を取り出したうえで点検予定」として先送りして対象から外した。その代わりにひび割れの無い溶接部を点検し「異常なし」と保安院に報告。シュラウド検査は、炉内に器具を入れて遠隔作業で行うため手間がかかり、定期検査時に一部ずつ進める方式。隠ぺい部が偶然はずれた可能性もあるが、保安院は、ひび割れの程度から東電が独自に安全性を判断して保安院に報告するかどうかを決め、それに応じて工作したとみている。

2001.後半 告発した元GE社員が再就職し、身元を開かしての調査に同意。

2000.10 保安院がGEへ直接問い合わせ。

2001.11 GE社が保安院へ全面協力の申し出。同社に資料が残っていることが判明。GEIIは、資料を公開しない任意の調査なら協力することを約束。

2001.12 保安院がGE社員と接触し、情報入手。これに基づき虚偽記載リストを作成。

2002.3 GEIIが保安院に告発内容以外にも作業記録に不正の疑いがあることを報告。

2002.5 GEIIが、同社員4人が一連の点検にかかわっていたなどとする社内調査資料や当時の関係者の証言記録を保安院に提出。保安院はこれらに基づき東電社員などからも事情聴取、記録の改ざんは、GEII内部ではなく、東電の現場担当者の指示があったという証言を得る。

2002.5 GE社から保安院へ「ほかにも20～25件の不正がありそうだ」と連絡、保安院が東電に確認したが、東電は「分からない」と回答し、8月まで認めず。

2002.5.31 GEIIから報告を受け、東電が社内調査委員会を設置。総務部担当勝俣恒久副社長が委員長。

2002.6 東電が概要を把握。この時点で県への報告や公表しなかった理由は「当時は詳しい内容は分からなかった。6月時点での状況の理解では判断が難しかった」(築館常務)

2002.8.8 東電が社内での調査内容を保安院に報告し、協力を申し入れ

2002.8.8 保安院が、東電から7/9提出された柏崎刈羽1号、福島第二3・4号の定期安全レビュー報告書を「妥当」と評価

2002.8.27 東電が、柏崎刈羽3号の定期検査で見つかったシュラウドひび割れ調査の中間報告で、シュラウド下部リング外周表面のひび割れの長さは8mmから5～6cmの19カ所、合計99cmと発表。

2002.8.29 保安院が東電の福島第1、福島第2、柏崎刈羽の原発13基で、1980年代後半から1990年代にかけて、自主点検で見つかったひび割れなどのトラブルの検査結果や修理記録など29件に虚偽記載があったことを公表。原発8基でひび割れなどが修理されずに残っている疑いがあるが、「原子炉の安全性に直ちに重大な影響を与える可能性はない。」と運転継続を容認。平沼赳夫経済産業相と村田成二事務次官がトラブル隠しを知ったのは公表前日の8.28。資源エネルギー庁岡本巖長官は8.29午後に伝達。保安院の佐々木宜彦院長は、2001.1院発足当時から事実関係把握。

南直哉東電社長は、「信頼を損ねた。MOX燃料の装荷は(地元)にお願いできる状況にない」と述べ、福島第一原発3号と柏崎刈羽3号でのプルサーマル計画を当面延期する意向を表明した。

2002.8.30 保安院が福島第一原発6号の定期検査の最終試験を中止。「(未修理の機器が残されている)疑いがある以上、営業運転の再開を認めることはできない。再開の時期は決めていない。」営

業運転に入れず、調整運転のままで発電と送電が続く異常な状態。

2002.8.31 不正が行われた1980～1990年代当時の自主点検に関する資料が東電に残っていないことが、保安院の調べで判明。電気事業法関連法令では資料保管義務は1年、虚偽記載の疑いのある29例は原子炉の部品のひび割れや摩耗など重要なものも含まれている。うち10例は部品交換や修理を既に済ませているが、これらに関する資料もなかった。

2002.9.2 東電が、シュラウドにひび割れの疑いがある柏崎刈羽1号機の9/3定期検査繰り上げのほか、運転中の福島第一原発4号(9月中旬)、福島第二原発2号(10月下旬)・3号(9月上旬)・4号(9月下旬)の計5基を停止。これら5基でシュラウド溶接部計8か所合計35本のひび割れは修理や交換なしのまま使用。水中カメラや超音波機器で点検し、問題がなければ50日程度で運転再開。

2002.9.4 保安院が、柏崎刈羽原発1号の自主点検後のGEII書類にはシュラウドについて「ひび割れの可能性あり」となっているが、東電書類では「異常なし」となっていることを確認。

2002.9.5 原子力安全委員会で、松浦祥次郎委員長が「(総計で)520万kW(の出力の原子力)を止めるのは常識的に異常だ」と批判。松浦委員長は委員会後、報道陣に対し「知事の要請自体がおかしいという意味でないが、安全性に懸念がないのに止めるのは問題。運転を止めるべきかどうかを判断する技術基準を、早く設けるべきだ」と発言の趣旨を説明。

2002.9.6 保安院が、電力会社から原発自主点検を請け負う国内外下請け業者400社に総点検を指示。

福島 新潟 青森 福井での動き

2002.8.29 南直哉東電社長が「社会的な信頼を損ねた現状ではプルサーマル燃料による原子力発電は行えない」と見送りを表明。服部拓也・原子力本部副本部長は「前提である信頼を自ら損ねたもとでは、とてもMOX燃料の装荷は、私どもからはお願いできることは出来ない。」武黒一郎福島第一原子力発電所長も「福島第一3号機の定期検査の中でプルサーマル実施は難しいと思っている」

2002.8.29 平山征夫新潟県知事が、プルサーマル計画については「見直す必要がある。当面はありえない。」「この問題がかたずくまでは保留だ。」「今回は(受け入れの条件としていた)『安全性』と『住民の理解』の両方に影響を与えた。」計画受け入れそのものを白紙にするかと問われると「そこまでは検討していない」。

2002.8.29 木村守男青森県知事は「プルサーマル計画は、六ヶ所村の再処理施設本体の操業に密接に関連する。県としては計画をめぐる動向について冷静に、厳しく見極め、慎重に対処したい。」

2002.8.30 品田宏夫刈羽村長は「信頼関係で損なわれたものは大きい。プルサーマルも当面はできない。」「あってはならない事態が発生したことを憂い、信頼回復を強く要望したい。保安院や東京電力の『安全上問題はない』という見解を信じたい。」プルサーマル計画実施を認めた事前了解の取り扱いについては「今その議論が必要だとは思っていない。」

2002.8.30 岩本忠夫双葉町長が「きずやひびは十数年前からあるのに、安全だと言ってプルサーマルや増設を推進してきた。十数年前から日々裏切られた思いがする」

2002.8.30 福島県議会が植田英一議長名の抗議文を東電に手渡す。抗議文では国についても「事実を知りながら県、県民に何の説明もせずに放置したのは極めて遺憾」と批判。

2002.8.30 日本原燃は「プルサーマルをめぐる情勢がより厳しくなったと認識している。。当社としては、安全確保を基本とし、今後も着実に事業を進めたい。」

2002.8.30 平沼赳夫経済産業相は「(東電がプルサーマル計画の延期を表明したことについて)一企業の問題と、国のエネルギー政策の問題は別次元だが、国民の不信を招く結果になりかねない。国と

して必要な対策をすることで、信頼回復に全力をあげたい。」9/5福島県連役員に「国のエネルギー政策は基本的に変えるわけにはいかない。信頼回復の後、また協力願いたい」

2002.8.30 尾身幸次科学技術政策担当相は「原子力安全委員会としても実情調査をしてもらいたい」と述べた。その上で、プルサーマルの実施には「相当な影響があると思う」と話した。

2002.9.2 福島県大熊町議会が緊急全員協議会で、プルサーマル計画の事前了解に関する1998年の議会同意の白紙撤回を全員一致で確認。「事前了解の審議当時、使用済み核燃料輸送容器の改ざん問題があり、虚偽報告やデータ改ざんが一切ないことが了解の条件だった。今回の問題はその条件に違反する」（吉岡弘夫議長）。志賀秀朗大熊町長も「議会の意向に従わざるを得ない」と、町として事前了解を撤回する意向。

2002.9.2 福島県双葉町議会が全員協議会で「東電との信頼関係が修復されるまではプルサーマルを進めるべきでない」との認識で一致。岩本忠夫町長に慎重な対応を申し入れ。

2002.9.2 福島県双葉地方町村会と双葉地方町村議会議長会（大熊、双葉町など4町と周辺4町村で組織）が、福島第一・第二原発両所長らに出席を求め臨時会議を開催、「原子力の安全性に対する信頼を損なうばかりか、安全上重大な問題に発展する恐れがある」と、事実関係の徹底究明と再発防止策の実行を求める申し入れ書を手渡す。町村会会長の岩本双葉町長は「プルサーマル計画や第一原発7、8号機の増設推進に尽力してきたが、返す言葉がないほど衝撃を受けている」。各町村議長らは「東電は（トラブル隠しを）『不適切な取り扱い』などと表現しているが、故意の改ざんであり、率直にものを言う姿勢がない」などと批判。

2002.9.2 福島県議会が各派代表者会議で、原子力安全・保安院が不正の情報を得ながら2年以上も県に報告しないなど対応に問題があったとし、国などに抗議文を送る方針を固めた。

2002.9.2 福島県は「事前了解をどうこう議論する以前の問題だ。本質は国の体質にあり、議論をわい小化すべきではない」（9/2川手晃副知事）

2002.9.2 西川正純・柏崎市長が国と東電への緊急要請で「（国や東電が）住民へ直接説明をすることが必要だ。ダラダラ延びるといけない」。「事前了解の撤回が法的にどういう意味があるかなどの確認もあるので、少し慎重に考える必要がある。」同席した品田宏夫・刈羽村長は「村民の怒りと悲しみを伝えてきた。信頼回復の過程を冷静に厳しく見詰めていく。」

2002.9.2 木村守男青森県知事は「プルサーマル、MOX燃料への影響は必至だ。」「どういう状況になるか、まだ見極める必要がある。少なくとも順調な環境ではなくなっており、厳しく受け止めている」と、MOX燃料加工工場について、現段階で立地の可否判断が難しいことを示唆。2004年4月着工予定が極めて困難になった。翌日訪問した資源エネルギー庁の迎陽一電力・ガス事業部長に、情報公開とともに、事業者の自主点検でも国が立ち会うよう求めた。

2002.9.2 全国原子力発電所所在市町村協議会（会長＝河瀬一治・敦賀市長、36市町村）が東電社長に対し問題の責任の明確化を、経済産業相と原子力安全・保安院長らに原発に対する国民の信頼回復に努めることなどを、それぞれ求める申し入れ書を郵送

2002.9.2 福田康夫官房長官が、プルサーマル計画への影響は「全くない」と否定、「原子力が安全であることが保障されれば、環境的にもコストからも現状ではこれに勝るものはない」と強調。

2002.9.2 日本原燃が、六ヶ所村で建設中の核燃料再処理工場の化学試験を予定より約半月前倒しし、9.18から開始することなど試験運転全体計画を保安院に提出

2002.9.2 原水爆禁止日本国民会議が不正が行われた13基の原子炉の即時停止と総点検を求める声明。「原発への信頼を大きく損なうものであり、国民生活の基幹をになう電力業界の組織的不正行為を

断じて許すわけにはいかない」と厳重に抗議。プルサーマル計画、使用済み核燃料の再処理計画から完全に撤退するよう要求。

2002.9.2 原発反対地元3団体が保安院の調査担当者に抗議文提出、柏崎刈羽原発のすべての原子炉を停止して、原子力に批判的な第三者に点検評価を委託するよう要請。

2002.9.3 原子力委員会での意見聴取で、藤家洋一委員長は「どうか核燃料サイクルの重要性を企業カルチャーに採り入れてほしい。今回の件で、一番無念なのは南社長ご自身のはず」と話すと、南社長は「サイクルを着実に推進する必要性は何ら変わらない。MOX燃料を装荷できる状況を再び作るべく、努力したい。(社長を)退任しても役に立てればと思う。」「今月中旬にまとまる社内調査の中間報告を踏まえたくて、改めてお願いしたい。」

2002.9.3 平山征夫新潟県知事が、国と東電への緊急要請でプルサーマル事前了解について「検討テーマにならざるを得ない。」「『安全性』『住民の理解』が計画の前提。今回の問題で、安全性に問題がないかチェックする必要がある」と撤回の可能性を初めて口に。

2002.9.3 柏崎市議会が平沼経産相と南社長に、トラブル隠しがあつたとされる柏崎刈羽2、5号機の運転を早急に停止すること(1号は既に停止)や、エネルギー政策の全面的な見直しなどを求めた。

2002.9.3 原子力発電関係団体協議会(14県、会長・堀達也北海道知事)が知事14人の連名で経産省、文科省、原子力安全委員会に要望書。徹底的な調査や第三者を含む調査委員会の設置など5項目。「ことは極めて重大で、安全性を信頼せざるを得ない住民の気持ちを踏みにじるもの。」「国民の不安感のみならず、原子力行政の体質・体制を問われ、不信感をさらに増大させる。」東電の自主点検作業記録などの徹底的な調査や責任所在の明確化、他の事業者の総点検への指導などのほか、原子力施設従業員らの違反申し出には今後、国が迅速、公正に調査を行い結果を速やかに公表すること。

2002.9.3 資源エネルギー庁の迎陽一電力・ガス事業部長が木村守男知事に「核燃サイクル事業を進める方針は揺るがない」、プルサーマル計画に変更はないとする国の姿勢を虚偽報告発覚後初めて伝えた。

2002.9.5 自民党福島県連会長の根本匠衆院議員ら同党県連役員が平沼経済産業相に原子力安全・保安院の対応を抗議し2年間の対応の徹底調査、同院の同省からの分離独立など国の原発検査体制の抜本的見直しを要請。「国策を推進する立場だったが、根本で裏切られた」

2002.9.6 柏崎市議会が9月定例議会の冒頭、プルサーマル計画の中止を求める決議を採択(賛成)16、反対13)。計画実施に反対意思を示した刈羽村の住民投票(昨年5月)などで住民の理解が揺らぐ中、計画実施の根拠はなくなったと断じ、国と東電に中止を求めた。1999年に県、市、村が出した事前了解についても「実質的に成り立たない」と、3者に白紙撤回を求めた。

2002.9.6 栗田福井県知事:9/6敦賀3・4号増設計画の事前了解手続きを先送り。「原発に対する県民の不信感が増大する時期に事前了解を出すわけにはいかない。」了解時期は日本原電の内部調査結果などを踏まえて判断。6月に増設に同意する意見書を出し、県と敦賀市が今月中にも了解する見通しだった。

2002.9.6 福井県原子力発電所準立地市町村連絡協議会(会長、千田千代和・三方町長)が、県内3電力事業者に、東電問題によって国民の原子力に対する信頼は失墜したとして、今回の事態を重く受け止め、原発の自主点検作業が適切に実施されているかを総点検するよう求める申し入れ書を提出。